

生物多様性の保全及び 野生鳥獣の保護管理について

令和7年12月16日（火）

環境部自然鳥獣共生課

目 次

I 生物多様性保全の総合的推進

- | | |
|------------------|---|
| 1 生物多様性ひょうご戦略の改定 | 3 |
| 2 多様な主体による参画と協働 | 4 |

II 外来生物対策の推進

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開 | 7 |
| 2 兵庫県特定外来生物対策本部による防除対策の推進 | 8 |
| 3 その他の防除対策の推進 | 10 |

III 自然公園の保全及び利用促進

- | | |
|------------------------|----|
| 1 自然公園地域の指定及び保全 | 12 |
| 2 自然公園及び近畿自然歩道の利用促進 | 13 |
| 3 自然公園及び近畿自然歩道施設の老朽化対策 | 14 |

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進 | 15 |
| 2 野生動物による被害の状況 | 16 |
| 3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】 | 17 |
| 4 集落での被害防止対策【被害管理】 | 22 |
| 5 野生動物の生息地の保全【生息地管理】 | 23 |
| 6 狩猟者の確保・育成及び狩猟の適正化 | 24 |

I 生物多様性保全の総合的推進

1 生物多様性ひょうご戦略の改定

R7.3月、COP15(生物多様性条約第15回締約国会議R4.12開催)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や当該枠組などを踏まえて環境省が策定した生物多様性国家戦略をはじめ、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題に的確に対応するため、「生物多様性ひょうご戦略」を改定した。

- ◆ 法的な位置づけ：「生物多様性基本法」における県域の地域戦略
- ◆ 県での位置づけ：「兵庫県環境基本計画」における自然共生分野の具体化を図る行動指針

《改定状況》新たな環境課題や社会情勢に的確に対応するため、概ね5年ごとに改定

H21.3策定 → H26.3改定 → H31.2改定 → R7.3改定 (戦略期間：R7(2025)～R12(2030)年度)

生物多様性を取り巻く4つの危機

顕在化している主な環境課題

第1の危機

開発など人間の活動による危機

- ・貴重な動植物や生息・生育地の減少
- ・瀬戸内海の沿岸域環境の変化

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・野生鳥獣被害の深刻化
- ・森林・里地里山などの多面的機能低下のおそれ
- ・生物多様性保全に関わる人材の不足

第3の危機

人間の活動によって持ち込まれたものによる危機

- ・侵略的な外来生物の侵入
- ・化学物質による生態系の攪乱

第4の危機

気候変動など地球環境の変化による危機

- ・気候変動による動植物の絶滅リスクの増大及び海洋への悪影響
- ・風水害の増大

戦略の理念及び基本戦略

理念：生物多様性が育む「恵み豊かなふるさとひょうご」を私たちの手で未来へつなぐ

生物多様性を取り巻く4つの危機に対応し、戦略の理念実現に向けて、3つの基本戦略と9つの行動目標を設定し、各種施策を推進

基本戦略Ⅰ

豊かな自然環境の適切な保全

【行動目標】

- ・30by30の推進
- ・侵略的外来種の防除
- ・野生鳥獣の適正な保護管理

基本戦略Ⅱ

自然の恵みを活かした地域づくり

【行動目標】

- ・里山・里海の再生
- ・生態系を活かした防災・減災
- ・生物多様性に配慮した農林水産業の推進

基本戦略Ⅲ

豊かな自然を未来へつなぐ仕組みづくり

【行動目標】

- ・生物多様性の理解促進
- ・生物多様性を支える人材育成の推進
- ・多様な主体が支える基盤の充実

I 生物多様性保全の総合的推進

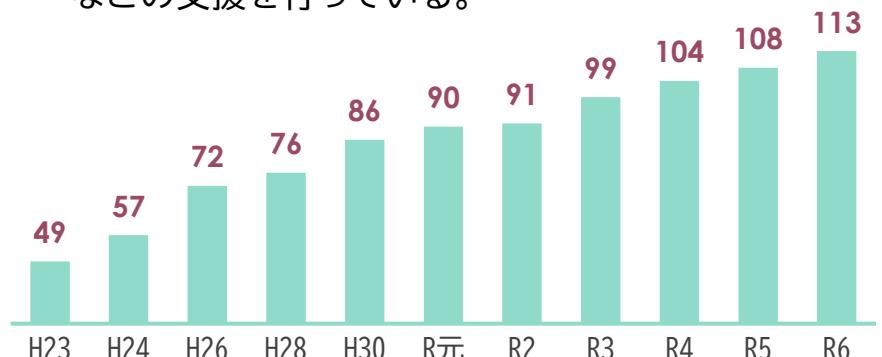
2 多様な主体による参画と協働

ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進

NPOなどが実施する生物多様性保全の取組のうち、モデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定している(R7.3月末:113件)。プロジェクト団体に対しては、

- ① プロジェクト内容の幅広い情報発信を通じた県民や企業の参加促進
- ② プロジェクト団体の活動発表の場を設定し、団体相互のネットワーク化や個々の活動のレベルアップ
- ③ 「生物多様性ひょうご基金」による助成(R7:20団体)

などの支援を行っている。



ひょうごの生物多様性保全プロジェクト選定数の推移

生物多様性ひょうご基金

選定プロジェクトへの活動助成に向けた寄付や、活動に参加いただける企業を常時募集している。

また、いただいた寄付金は(公財)ひょうご環境創造協会に設置している「生物多様性ひょうご基金」に受入れ、プロジェクト団体へ助成している。



寄付感謝状贈呈式(R7.11.4)
(イオングループ2社)

| 区分 | 選定数 | 活動内容(例) |
|------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 希少種の保全に関するもの | 38 | モリアオガエルの保全活動(西宮市立山口中学校モリアオガエル保存会) ほか |
| 水辺環境の保全に関するもの (外来生物駆除を含む) | 22 | 篠山城跡掘の生態系の保全再生(農都ささやま外来生物対策協議会) ほか |
| 地域生態系の保全・再生に関するもの | 46 | 棚田の保全・再生と継承活動(NPO法人棚田LOVER's) ほか |
| 生物生息・生育環境の創出に関するもの | 7 | 尼崎中央緑地の生物多様な森づくり(アマフォレストの会) ほか |
| 計 | 113 | |



西宮市立山口中学校モリアオガエル保存会
(モリアオガエルの保全活動)



NPO法人棚田LOVER's
(棚田の保全・再生と継承活動)

I 生物多様性保全の総合的推進

2 多様な主体による参画と協働

30by30の推進

● 自然共生サイトの推進

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として、認定する取組を令和5年度から開始、兵庫県内では23件が認定されている。(R7年11月現在)

30by30目標とは…

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標



貴重で豊かな生態系の保全・再生

● 上山高原における魅力向上・情報発信

イヌワシなど貴重な野生生物が生息する上山高原では、地域住民から成るNPOや新温泉町、県で構成する「上山高原エコミュージアム運営協議会」がススキ草原(県版レッドリスト:Bランク)やブナ林の復元等の自然再生、自然観察会の開催などに取り組んでいる。

● 但馬イヌワシ・エイドプロジェクト

国の天然記念物であり絶滅危惧種のイヌワシ(県版レッドリスト:Aランク)を頂点とする生態系の保全を図るため、地元NPOや専門家などと連携して、餌場の確保に向けた対策に取り組んでいる。

- ① シカ柵の設置により、イヌワシの餌となるノウサギが食する下草の保全
- ② イヌワシの狩り場を整備するための灌木林の伐採
- ③ ふるさと寄附金を活用した保全活動(ササ原の手刈り等)

自然共生サイト [県内登録面積 1,360ha(=県土面積の0.1%)]

令和5年度 12件 尼崎の森中央緑地、海岸生物の王国“相生湾”など

令和6年度 4件 須磨海岸「Suma豊かな海プロジェクト」など

令和7年度 7件

| サイト名 | 申請者 | 所在地 |
|-----------------------------------|---|-----|
| 緑がつながる「愛神愛隣の森」 | 学校法人 神戸女学院大学 | 西宮市 |
| 六甲高山植物園植栽管理計画 | 六甲高山植物園 | 神戸市 |
| コウノトリ育む三宅の水田等と営農型太陽光発電所における活動実施計画 | 株式会社坪口農事未来研究所／株式会社UPDATER／パタゴニア・インターナショナル・インク日本支社 | 豊岡市 |
| 灘浜サイエンススクエア緑地保全活動実施計画 | 株式会社神戸製鋼所／特定非営利活動法人六甲山の自然を学ぼう会 | 神戸市 |
| やしろの森の森づくり | やしろの森公園協会 | 加東市 |
| 三菱電機株式会社神戸製作所活動実施計画 | 三菱電機株式会社神戸製作所 | 神戸市 |
| 大阪ガス株式会社姫路製造所 生物多様性保全活動計画 | 大阪ガス株式会社 | 姫路市 |



豊かな生態系が残る上山高原



火入れの様子



但馬牛の放牧



イヌワシ



シカ柵（電気柵）の設置

I 生物多様性保全の総合的推進

2 多様な主体による参画と協働

生物多様性アドバイザーの活用推進

自然環境や動植物、生態系等に精通した専門家、学識者等を生物多様性アドバイザー(33人)に登録し、行政や企業・NPO・市民グループ等からの環境保全活動等に関する相談に対して助言を行っている。(令和6年度相談実績:36件)



生物多様性アドバイザーへの主な相談内容

| 主な相談項目 | 主な相談内容 |
|--------|-------------------------|
| 里山、森林等 | 里山や森林の保全管理、夏緑樹林の管理方法 など |
| 海、河川等 | 水生生物の調査、同定 など |
| 希少生物 | 希少生物の保全、保護増殖、同定 など |
| 外来生物 | 外来種の見分け方、駆除方法 など |

生物多様性アドバイザーが河川の生態系について説明

自然保護指導員による助言・啓発

自然に関する豊富な知識と熱意を有する者を自然保護指導員(26人)に委嘱し、自然環境の保全と適正な利用について県民への助言・啓発を行うほか、生物多様性に係る研修会への参加を通じて資質向上に努めている。



自然保護指導員による小学生への探鳥学習

ひょうご生物多様性シンポジウムの開催

県内の高校生や大学生、NPO等を対象にした「ひょうご生物多様性シンポジウム」を開催し、特定外来生物の拡大防止等に向けた普及啓発を強化する。

| | |
|------|----------------------------------|
| 開催日時 | 令和7年12月19日(金) 開場13:00 開演13:30 |
| 開催場所 | 県立大学神戸商科キャンパス 三木記念講堂 |
| 定員 | 500名 |

| 講演等の内容 |
|--|
| 生物学的侵入のリスクと対策／五箇 公一氏(国立環境研究所) |
| ひょうごの生物多様性の保全と自然再生／三橋 弘宗氏(人と自然の博物館) |
| みんなでやる外来種対策 ひょうご川活・池活隊 始動！／谷口 真理氏(株自然回復) |
| アライグマによる被害状況と対策事例／栗山 武夫氏(県立大学) |
| 石ヶ谷公園でのクビアカツヤカミキリ防除対策／県立明石北高等学校 |
| 特定外来生物拡大防止Hyogo宣言の採択 |



五箇 公一氏(国立環境研究所)

II 外来生物対策の推進

1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開

県内の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物のリスト(ブラックリスト)を作成・公開し、県民、事業者や県・市町の関係部局等への注意喚起を図っている。

ブラックリスト選定状況（令和7年11月現在）

| | A 兵庫県版 ブラックリスト | B Aのうち特定外来生物 | C 国指定 特定外来生物 |
|-----------|----------------------|---------------------|--------------------|
| 哺 乳 類 | 13 | 3 アライグマ、ヌートリア 他1 | 25 |
| 鳥 類 | 6 | 1 ソウシチョウ | 7 |
| 爬 虫 類 | 5 | 2 カミツキガメ、アカミミガメ | 22 |
| 両 生 類 | 4 | 3 ウシガエル 他2 | 18 |
| 魚 類 | 10 | 4 ブルーギル 他3 | 26 |
| 昆 虫 類 | 12 | 6 ヒアリ、クビアカツヤカミキリ 他4 | 27 |
| クモ・サソリ類 | 3 | 2 セアカゴケグモ 他1 | 7 |
| 甲 賻 類 | 5 | 1 アメリカザリガニ | 6 |
| 貝 類 | 11 | 1 カワヒバリガイ | 4 |
| そ の 他 | 2 | 0 | 1 |
| 維 管 束 植 物 | 60 | 13 ナガエツルノゲイトウ 他12 | 19 |
| 計 | 131 | 36 | 162 |

兵庫県版ブラックリスト

A

ハクビシン、ドバト、
スクミリングガイ、
ホテイアオイ など

131種

B

アライグマ、ヌートリア、◆アカ
ミミガメ、★ヒアリ、クビアカツ
ヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミ
キリ、ナガエツルノゲイトウ、◆ア
メリカザリガニ など

36種

国指定 特定外来生物

C

アカゲザル、タイワン
ザル、キヨン、ガーパ
イク、グリーンアノ
ル など

162種

特定外来生物とは・・・

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」において、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される海外起源の外来種。現在162種が指定を受けている。

特定外来生物の指定を受けると・・・

飼養、栽培、運搬、販売、輸入などが原則禁止され、違反内容によっては重い罰則が科せられる。

「特定外来生物」の中でも例外的取扱を受ける種

★ヒアリ

「要緊急対処特定外来生物」(R4.11～)

強毒を持つ国内未定着種として
国が直接防除対策を主導



◆アカミミガメ・アメリカザリガニ

「条件付特定外来生物」(R5.6～)

販売や放出は禁止されるが、他の特定外来生物
と異なり、飼育・無償譲渡等は可能



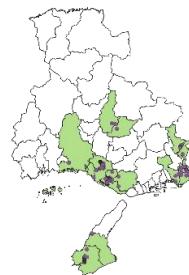
II 外来生物対策の推進

2 兵庫県特定外来生物対策本部による防除対策の推進

兵庫県特定外来生物対策本部の設置

R7.8.8、特定外来生物の分布が拡大している現状を踏まえ、今後必要となる対策等について全庁横断的に検討・実施するため、新たに「兵庫県特定外来生物対策本部」を設置 ※主な対象種は、ナガエツルノゲイトウ及びクビアカツヤカミキリ

ナガエツルノゲイトウ



県下16市町で発生

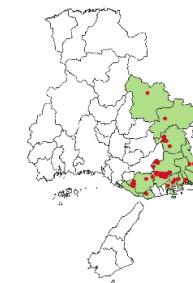
※平成元年尼崎市で
初めて発見（国内初）

凄まじい繁殖力・再生力で
農業被害や生態系被害等の
おそれ

クビアカツヤカミキリ



県下9市で発生



※令和4年明石市で
初めて発見

サクラ、モモ、ウメなどの
樹木に発生し、枯死させる
ほか、倒木のおそれ

構成

知事を本部長、副知事を副本部長とし、関係部長、県民局・センター長等で構成

| 役職 | 所属・職名 | 役割 |
|------|--------------|--|
| 本部長 | 知事 | |
| 副本部長 | 副知事 | |
| 本部員 | 環境部長 | 対策本部統括、生態系保全 等 |
| | 農林水産部長 | 農業者等との調整、農業被害防止 等 |
| | 土木部長 | 河川、道路被害対策 等 |
| | 県民局長・県民センター長 | 地域の実情を踏まえた監視及び防除活動の実施 地元市町との連携・調整 等 |
| 準本部員 | 各部総務課長等 | 所管施設等における被害拡大防止対策 等 |

地域部会の設置

特定外来生物の対策を効果的かつ即時的に実施するため、県民局長又は県民センター長が地域部会を設置し、地域で必要となる対策や予算等について検討を行い、対策本部で決定

| 地域 | 設置日 | 開催状況 |
|-----|-------|---------------------|
| 神戸 | 11/17 | 11/17 |
| 阪神南 | 11/7 | 11/18 |
| 阪神北 | 11/12 | 11/12 |
| 東播磨 | 8/19 | 9/11 10/7 |
| 北播磨 | 10/7 | 10/7 |
| 中播磨 | 10/1 | 10/17 |
| 西播磨 | | 設置なし(ナガエ・クビアカ発生未確認) |
| 但馬 | | 設置なし(ナガエ・クビアカ発生未確認) |
| 丹波 | 9/10 | 9/10 |
| 淡路 | 10/22 | 10/22 |

II 外来生物対策の推進

2 兵庫県特定外来生物対策本部による防除対策の推進

防除手法 各地域で必要となる対策を早期に実施するとともに、防除手法の確立のための実証事業を実施

<ナガツルノゲイトウ>

| | 遮光シート | 热水散布 | 薬剤散布 | 除去 |
|----|---|--|--|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に遮光100%のシートを敷設 太陽光を遮断し、光合成を阻害。枯死させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に高温の蒸気を噴射 蒸気の熱により枯死させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所に除草薬剤を散布 薬剤成分により枯死させる | <ul style="list-style-type: none"> ナガツルノゲイトウが繁茂している箇所を土砂ごと除去 区域外へ搬出、処分 |
| 写真 | | | | |

※ その他、農業用水路における防除技術、多毛作地域における除草体系等の確立のため、実証事業を実施

<クビアカツヤカミキリ>

| | 伐採 | ネット巻 | 薬剤散布 |
|----|--|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 被害木を伐採、除去 樹木内部の成虫、幼虫を捕殺 | <ul style="list-style-type: none"> 被害木をネットで被覆 成虫の飛散や新たな産卵を防止 ネットで被覆後、定期的にモニタリング、メンテナンスを実施 | <ul style="list-style-type: none"> 排ふん孔や樹幹に薬剤を注入し、樹木内の幼虫を殺虫 樹木に薬剤を散布し、成虫の飛来を防止。 |
| 写真 | | | |

※ その他、果樹園における防除体系確立のため、実証事業を実施

II 外来生物対策の推進

3 その他の防除対策の推進

アルゼンチンアリについて

アルゼンチンアリ



県下 3 市で発生

繁殖力が非常に強い
在来アリの駆逐や電気系統
の故障原因となる

<防除手法>

| | ベイト剤(毒餌)設置 | コンクリートの隙間を シリコン充填 |
|----|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ベイト剤を設置し、働きアリに巣へ持つて帰らせることで、巣ごと駆除 | <ul style="list-style-type: none"> コンクリートクラックなど、アリの住処となる隙間をシリコンで充填 |
| 写真 | | |

ツヤハダゴマダラカミキリについて

ツヤハダゴマダラカミキリ



県下 2 市で発生

※令和 3 年神戸市で
初めて発見
アキニレ、トチノキなどの
樹木に発生し、枯死させる
ほか、倒木のおそれ

<防除手法>

| | 伐採 | 薬剤散布 |
|----|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 被害木を伐採、除去 樹木内部の成虫、幼虫を捕殺 | <ul style="list-style-type: none"> 樹幹に薬剤を注入し、樹木内の幼虫を殺虫 |
| 写真 | | |

II 外来生物対策の推進

3 その他の防除対策の推進

アライグマ・ヌートリアについて

アライグマ・ヌートリアによる農業被害や生活環境被害防止に向け、市町防除実施計画に基づき市町が実施する捕獲・搬入・処分等を支援し、地域での防除を推進している。

《市町経費に対する支援内容(交付単価)》

| 捕獲・搬入・殺処分支援 | わな等購入支援 |
|---------------|--------------------------------|
| 捕 獲：3,000円/頭 | 汎用わな：19,000円/基（専用わな：47,600円/基） |
| 搬 入：1,000円/頭 | 処分箱：54,000円/基 |
| 殺 処分：3,000円/頭 | 電殺器：48,600円/基 |
| 冷凍庫 | 33,600円/台 |

負担割合：市町特別交付税1/2、県1/4、市町1/4

また、森林動物研究センターと連携して、捕獲に有効な電気柵・専用わなの開発・普及や農業ハウスでの実証試験などを通じて、農業者や狩猟者などの捕獲技術の向上に努めている。



アライグマ



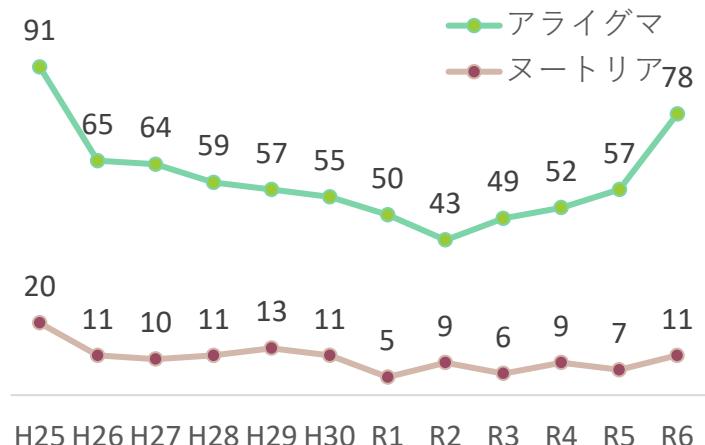
ヌートリア



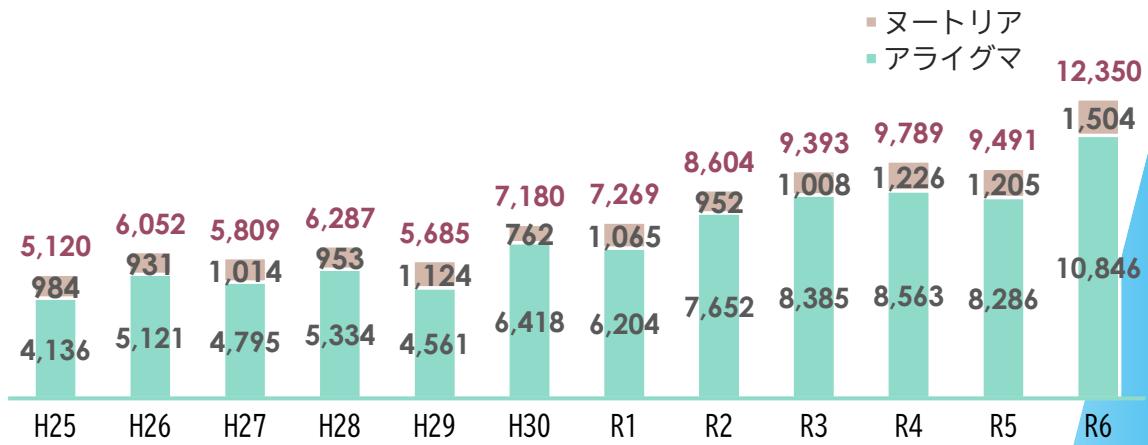
農園での現地研修



「筒形トリガー」に前肢を入れエサをとろうとしているアライグマ



アライグマ・ヌートリアによる農林業被害額の推移(単位:百万円)



アライグマ・ヌートリアの捕獲頭数の推移 (単位:頭)

III 自然公園の保全及び利用促進

1 自然公園地域の指定及び保全

自然公園地域の指定

優れた自然景観を保護し、休養や環境学習などの利用に供するため、自然公園法に基づき環境大臣が国立公園および国定公園を、兵庫県立自然公園条例に基づき知事が県立自然公園を指定している。

これらの公園の面積は県土の約20%を占める。

自然公園の指定状況（令和7年11月現在）

| 公園区分 | 箇所 | 面積(ha) | 自然公園の名称 |
|--------|----|---------|--|
| 国立公園 | 2 | 19,692 | 瀬戸内海（①六甲地域・②淡路地域・③西播地域） ④山陰海岸 |
| 国定公園 | 1 | 25,200 | ⑤氷ノ山後山那岐山 |
| 県立自然公園 | 11 | 121,357 | ⑥多紀連山 ⑦猪名川渓谷 ⑧清水東条湖立杭 ⑨朝来群山 ⑩音水ちくさ ⑪但馬山岳 ⑫西播丘陵 ⑬出石糸井 ⑭播磨中部丘陵 ⑮雪彦峰山 ⑯笠形山千ヶ峰 |
| 計 | 14 | 166,249 | |

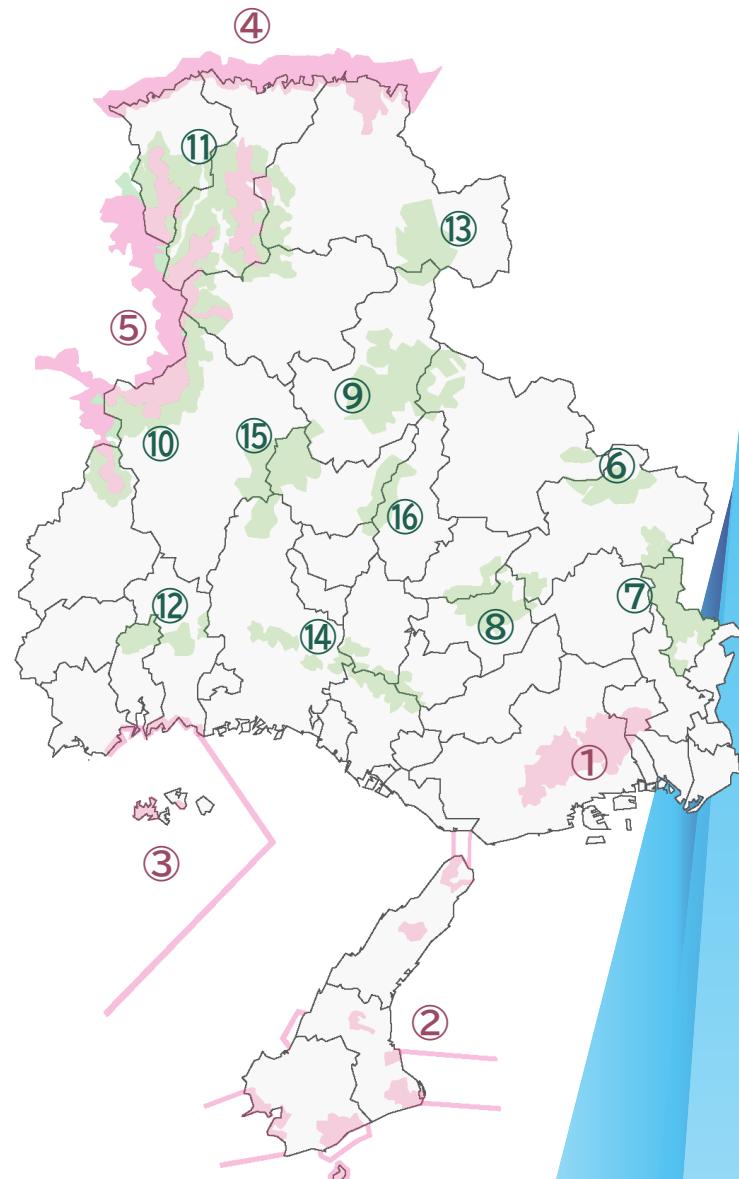
自然公園地域の保全

国定公園および県立自然公園での携帯電話基地局などの工作物の新築については、特別保護地区や特別地域（景観への配慮が特に必要な地域）では許可制、普通地域では届出審査により、風致景観の保護を図っている。（国立公園は環境省が対応）

許可等の件数（令和6年度実績）

| 地域 | 対応 | 国定公園 | 県立自然公園 | 計 |
|--------|------|------|--------|-----|
| 特別保護地区 | 許可申請 | 0件 | | 0件 |
| 特別地域 | 許可申請 | 18件 | 61件 | 79件 |
| 普通地域 | 届出 | 2件 | 16件 | 18件 |

兵庫県内の自然公園位置図



III 自然公園の保全及び利用促進

2 自然公園及び近畿自然歩道の利用促進

自然公園におけるふれあい施設の提供

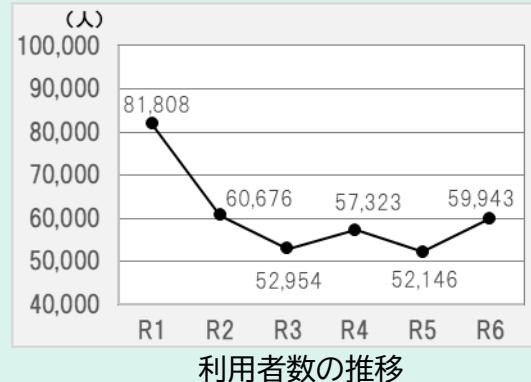
県が整備した自然体験の拠点となるふれあい施設において、自然や見どころなどの紹介や休憩の場を提供し、自然公園の利用促進を図っている。

【六甲山ビジャーセンター（瀬戸内海国立公園（神戸市）昭和50年7月開設】

六甲山の歴史や自然などの魅力をパネルや「六甲山自然体験シアター」で体感しながら学ぶことができる。

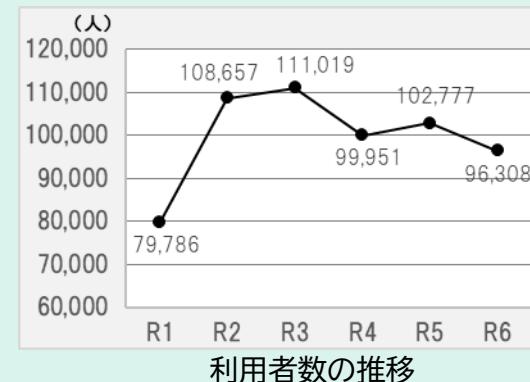


※ 平成30年5月リニューアル



【とのみね自然交流館（雪彦峰山県立自然公園（神河町）平成14年4月開設】

ススキ草原や湿原など貴重な砥峰高原の保全管理や野外活動、自然体験の拠点としての役割を担う。



近畿自然歩道の維持管理と普及啓発

2府7県にまたがる近畿自然歩道は、県内で4ルート64コース（約580km）を設定し、標識の更新・修繕を行っている。また、姫路市ほか9市町に草刈りや軽微な補修、トイレ管理を委託し、快適な歩道の維持に努めている。

案内看板の多言語化やホームページ・SNSの活用による情報発信の強化、環境学習プログラムの充実等を図るほか、鉄道会社ハイキングイベントとの連携を進める。

近畿自然歩道の指定状況（令和7年11月現在）

| ルート名 | コース数 | 延長 |
|--------|------|-------|
| 日本海沿岸 | 5 | 38.3 |
| 山陽路 | 21 | 210.8 |
| 子午線円山川 | 27 | 213.8 |
| 淡路島 | 11 | 115.0 |
| 計 | 64 | 577.9 |

ハイキングイベント（イメージ）



環境学習プログラム（イメージ）



近畿自然歩道



III 自然公園の保全及び利用促進

3 自然公園及び近畿自然歩道施設の老朽化対策

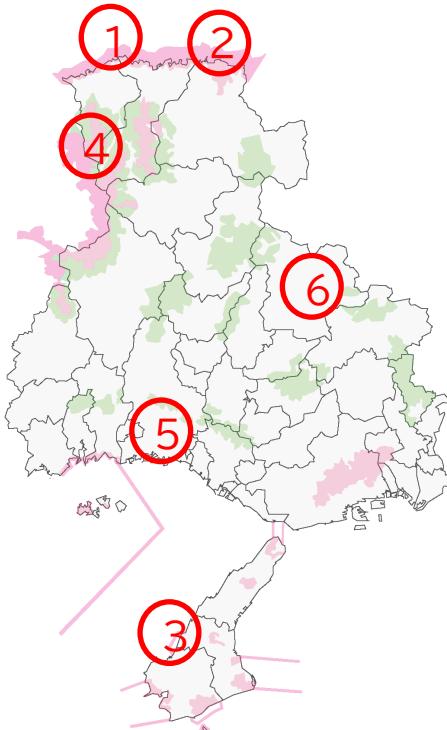
県民の快適性と安全性を確保するため、自然公園及び近畿自然歩道に設置された野営場、トイレ、案内板・標識などの老朽化対策に取り組んでいる。

【令和7年度実施】

| 公園名 | 工事内容 |
|--------------|-------------------------------------|
| 山陰海岸国立公園 | ①田井園地支障物件撤去 ②竹野駐車場トイレ改修 |
| 瀬戸内海国立公園 | ③慶野松原野営場フェンス改修 |
| 氷ノ山後山那岐山国定公園 | ④上山高原標識等改修 |
| 近畿自然歩道 | ⑤トイレ改修（姫路市広嶺山） ⑥案内板多言語化（丹波市柏原町他） |

【その他】

クマ出没の可能性の高い地域において、注意すべきポイントを解説した注意喚起看板の設置に取り組んでいる。



【主な改修事例】



③慶野松原野営場フェンス改修
(瀬戸内海国立公園 [南あわじ市])



④上山高原 標識等改修
(氷ノ山後山那岐山国定公園 [新温泉町])

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進

近年、一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大などにより、農林水産業への被害や地域住民の精神被害等が発生しているほか、食害による森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じていることから、「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画(R4. 3策定)」等に基づき、市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）を行っている。

【個体数管理】

指定管理鳥獣捕獲事業
(香美町)

【被害管理】

電気柵の点検
(上郡町)

【生息地管理】

野生動物共生林整備
(豊岡市)

第13次鳥獣保護管理事業計画(R4. 4～R9. 3)

- 鳥獣捕獲許可の基準・考え方
- 鳥獣保護区等の指定及び管理
- 特定計画の作成 等

第2種特定鳥獣管理計画(R4. 4～R9. 3)

| 第3期 イノシシ管理計画 | 第3期 ニホンジカ管理計画 | 第2期 ツキノワグマ管理計画 | 第3期 ニホンザル管理計画 | 第1期 カワウ管理計画* |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| 農業被害の半減、生息密度の低減、人身被害や生活環境被害の解消 | 農業被害の被害防止、下層植生衰退の進行防止、スキ幼齢林の食害リスクの軽減、「目撃効率*1.0以下」となる個体数管理 ※狩猟者1人が1日に目撃するシカの頭数 | 人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、東中国地域個体群及び近畿北部地域個体群西側の推定生息数400頭以上の維持 | 人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、現存する群れの適正な維持、被害地域の拡大抑制 | カワウの生息状況や被害状況の把握を進め、被害軽減及び人との軋轢解消を図る ※R6. 4～R9. 3 |

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

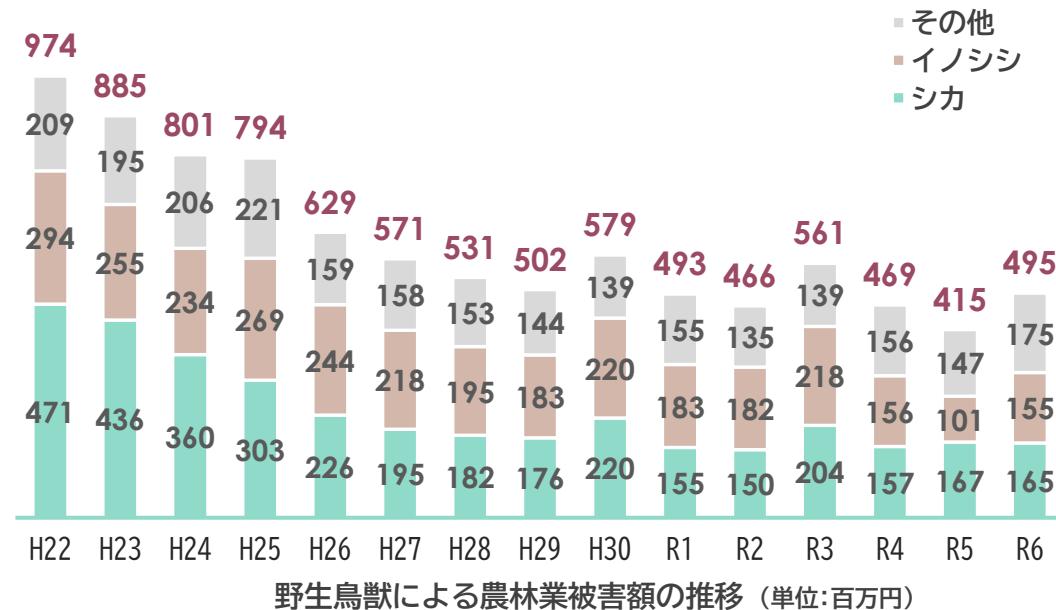
2 野生動物による被害の状況

農林業被害の状況

令和6年度の農林業被害額は4億95百万円で、対策の効果によりピーク時(平成22年度:9億74百万円)から半減しているものの、イノシシ被害の拡大により、前年度から80百万円の増加となった。

獣種別では、シカ(1億65百万円、前年比2百万円減)とイノシシ(1億55百万円、前年比54百万円増)が65%を占めており、営農意欲の減退や耕作放棄の要因となるなど、深刻な影響を及ぼしている。

また、近年の小雪等に伴う野生動物の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に起因する捕獲圧の低下により、但馬北西部等の地域では、生息数の増加により、被害が拡大している。



生活被害等の状況

市街地や集落へのイノシシやサルの出没により、生活被害が発生している。

また、野生動物の生息域の拡大により、クマやイノシシとの不意の遭遇による人身被害や、恐怖を感じるなどの精神被害が発生している。



イノシシによる生活被害
(神戸市)

生物多様性への影響

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壤流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生している。



シカによるスギ下層植生の衰退
(神河町)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

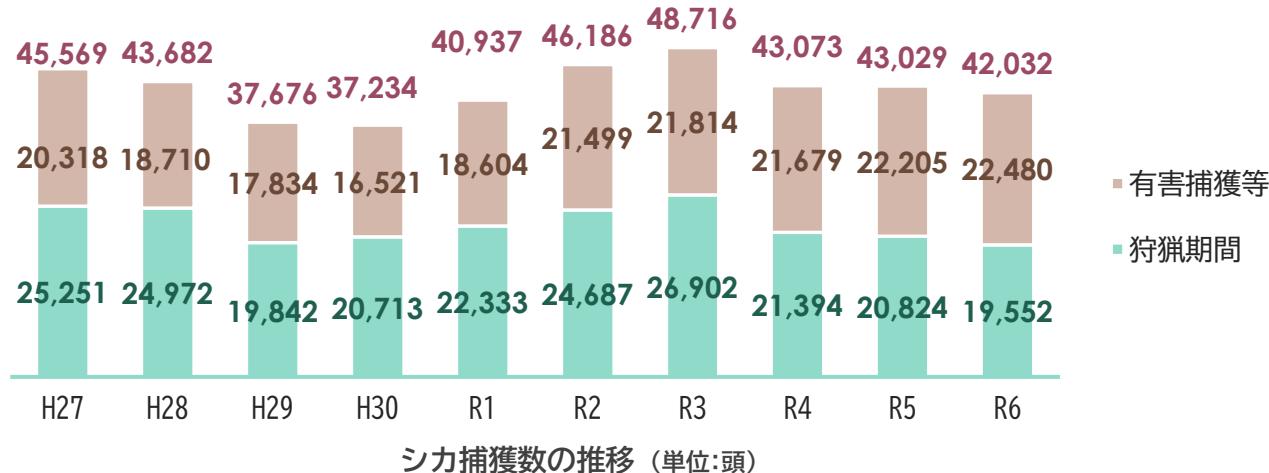
3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】

シカ対策



農林業被害が軽微になる生息密度を目指して、令和7年度の年間捕獲目標を46,000頭とし、ICT技術を備えた大型捕獲わなの導入や狩猟期間中の捕獲報償金制度の活用等により、捕獲強化を進めている。

また、生息密度が高く、奥地等で捕獲が困難な地域では、県委託の民間捕獲事業者による捕獲を実施している。



定点カメラで撮影されたシカの群れ
(丹波市)

指定管理鳥獣捕獲等事業（平成26年5月の鳥獣保護管理法の改正により創設）

深刻な農林業被害や生態系への影響を及ぼしているシカ、イノシシを環境大臣が指定管理鳥獣に定め、生息密度が高く、狩猟や有害捕獲等での捕獲実績の低い地域等において、県が直接捕獲を実施している。

令和6年度は、生息密度が高く、高標高地域等で捕獲実績の低い三川山(香美町)、香美町・新温泉町の沿岸地域、及び鳥取県境地域(新温泉町)で、シカ594頭を捕獲した。



くくりわなによる捕獲(香美町)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

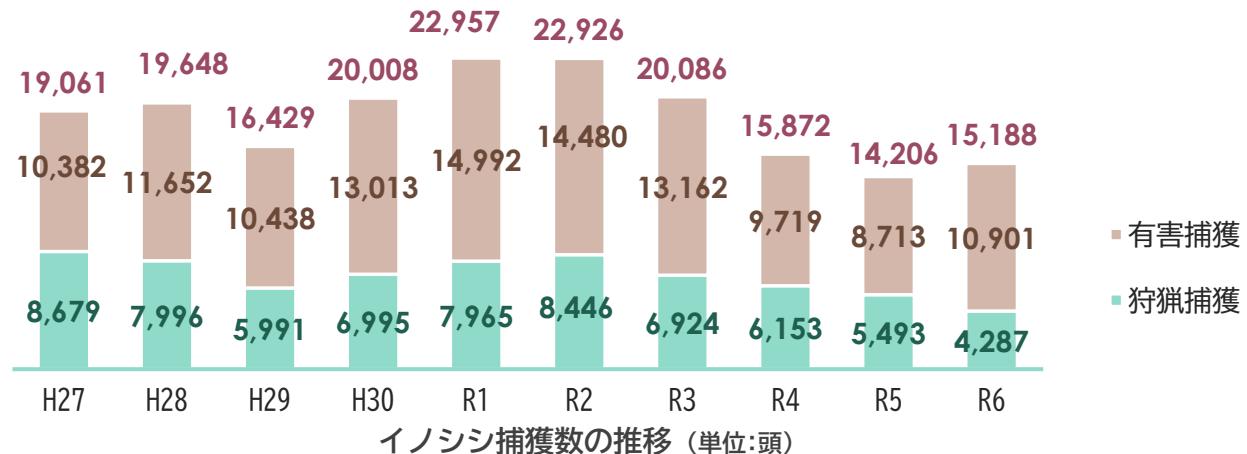
3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】

イノシシ対策



シカに次いで農業被害が大きいイノシシの捕獲目標を令和7年度は、年間25,000頭とし、有害捕獲を促進している。

また、被害集落へ効率的・効果的な捕獲技術の指導、狩猟期の捕獲報償金制度の活用等、捕獲体制を強化するとともに、餌付け等により人慣れした個体の出没により人身事故等の生活被害が発生している六甲山山麓の市街地周辺では、イノシシ緊急対策協力員の配備や、加害個体の捕獲やわなの見回り活動等の経費を支援している。



箱わなによる捕獲(加古川市)

● ジビエ利用の促進

捕獲したシカを、食用やペットフードなどの地域資源としての有効活用を図るため、市町、猟友会等と連携し、①処理加工施設の整備や、②処理加工施設への搬入・回収経費、③運搬に使用する冷凍・冷蔵車の導入支援を進めている。

また、ジビエ料理や加工品、ペットフードなど有効活用を進める「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク」の活動を支援しており、令和7年10月29日(水)に神戸阪急屋上、及び南側道路において、PRイベント「文鹿祭」が開催された。



シカ有効活用推進PR「文鹿祭」
(神戸市中央区 神戸阪急屋上・南側道路)



ジビエ料理コンテストの実施(R7.3)
(最優秀賞「里山鹿マヨ丢」)

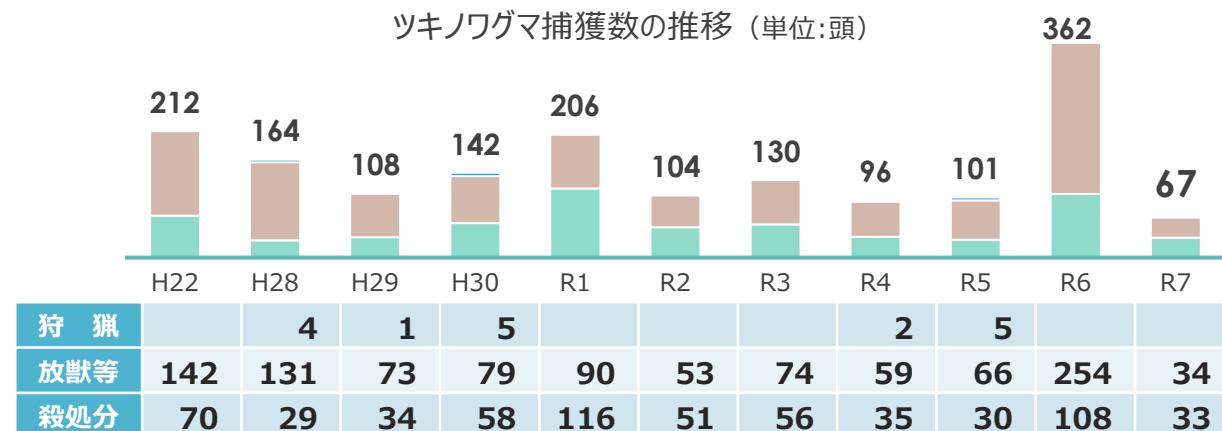
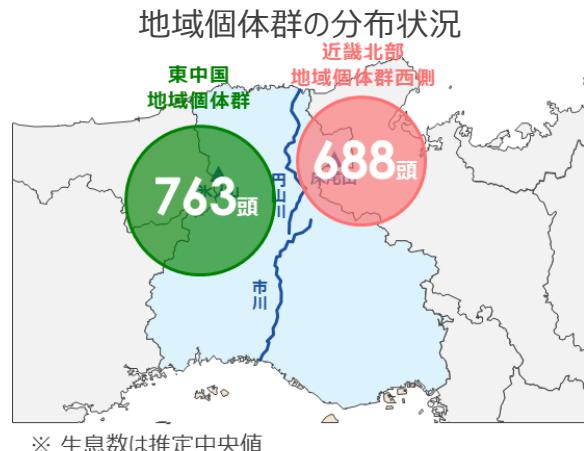
IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】

ツキノワグマ対策



本県が属する地域個体群の生息数は、円山川・市川より東側で688頭、西側で763頭と推定され、絶滅のおそれがないレベルの個体数となっている。その一方で、集落周辺での出没件数の増加が危惧されており、人身事故も発生していることから集落への出没や人身事故の発生を未然に防ぐため、ゾーニングを行い、集落ゾーンにおける柿などの誘引物の除去や集落周辺ゾーンでの有害捕獲の強化、クマの生息ゾーンでの広葉樹林の育成などの取組を進めている。



クマの目撃・痕跡及び人身被害件数、堅果類(ドングリ類)の豊凶【年度別】

クマの目撃・痕跡件数は、コナラやブナ等の堅果類(ドングリ類)の豊凶により増減している。

※ R7は10月末時点(暫定値)

| 年 度 | H22 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 目撃・痕跡件数 | 1,623 | 978 | 490 | 638 | 787 | 520 | 589 | 509 | 524 | 1,128 | 439 |
| 人身被害件数 | 4 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 堅果類の豊凶 | 大凶 | 凶 | 豊 | 並 | 凶 | 凶 | 並 | 並 | 凶 | 大凶 | 豊 |

クマの目撃・痕跡件数【月別】

令和7年度の6~10月の累計は、過去5年平均を下回る。※ R6は堅果類が大凶作のため、クマの目撃・痕跡件数が大きく増加

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| R7 | 37 | 119 | 53 | 80 | 48 | 60 | 42 | | | | | | 439 |
| R6* | 18 | 72 | 141 | 107 | 138 | 167 | 285 | 148 | 42 | 4 | 1 | 5 | 1,128 |
| 過去5年平均 | 17 | 49 | 73 | 72 | 72 | 66 | 146 | 118 | 30 | 3 | 1 | 4 | 654 |

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】

クマ出没に対する備え

(1) 注意喚起:5月(交尾期前)、9月(飽食期前)

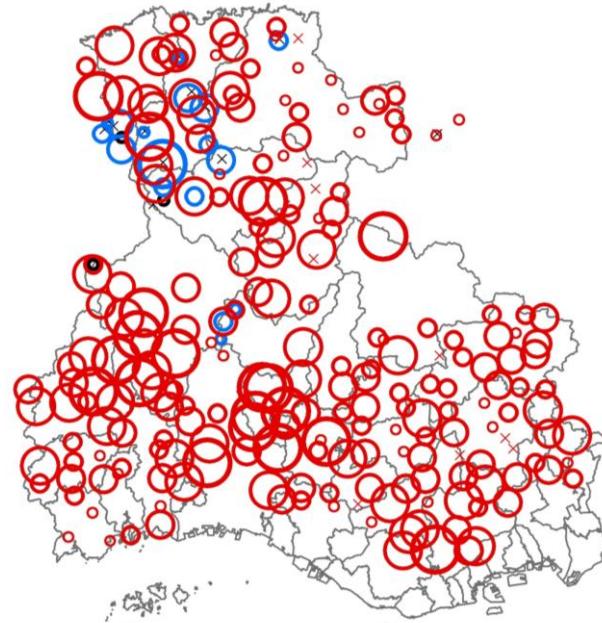
市町長を通じて自治会・住民等に広く周知、県HP・SNSによる発信

(2) 研修会の開催:2回(光都・朝来)

市町、警察職員を対象とした出没対応、机上訓練

(3) ドングリ類豊凶調査の公表:9月

調査結果(豊作)から出没予測を行い、県HP等で公表



ツキノワグマ管理総合対策事業

(1) 出没防止対策及び体制構築への支援

① 緊急銃猟を含めた市町へのツキノワグマの出没防止対策に必要な資材

(防護盾、クマ撃退スプレー等)の購入支援

② 専門職員がいない市町への出没対応マニュアル作成等の体制整備指導

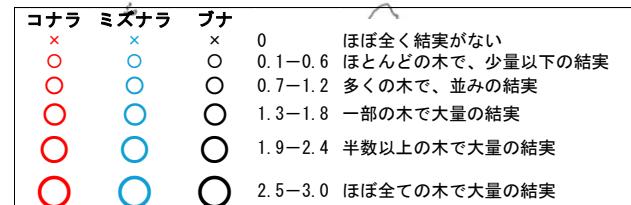
(2) 有害捕獲への支援

① ツキノワグマの捕獲用わなの導入支援

② 市町が有害捕獲したツキノワグマの麻酔による不動化・処分

(3) クマ管理人材の育成

出没対策に取り組む県・市町職員、捕獲技術者育成のための研修会の開催



ドングリ類の結実状況【R7】(豊作)



クマ出没研修(朝来市)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

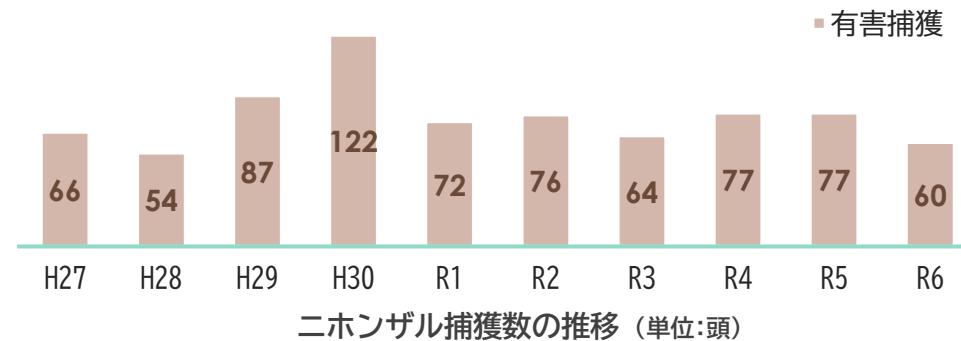
3 獣種別の被害防止対策【個体数管理・被害管理】



ニホンザル対策

県内の生息数は、全体で851頭(令和6年度末)と推定され、地域個体群はそれぞれ孤立していることから、地域的な絶滅が危惧されている一方、農業被害や人家侵入などの生活環境被害を発生させている。

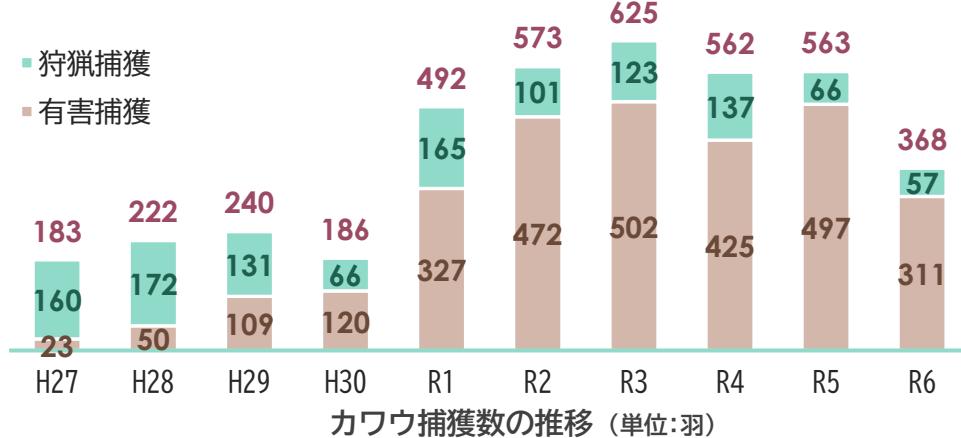
地域個体群の安定的維持と被害軽減を両立させるため、群れごとの生息状況に応じた適切な個体数管理を実施している。



カワウ対策

県内には、7千羽近くのカワウが生息(令和5年12月時点)し、アユ稚魚の食害や集団で樹木をねぐらにすることにより、樹木の立ち枯れ等を発生させている。

このため、カワウの個体群管理や、被害河川における銃器捕獲や釣り針を用いた捕獲促進、ねぐらとなる樹木の伐採等、被害軽減に向けた取組を進めている。



IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

4 集落での被害防止対策【被害管理】

集落被害対策を進めるため、侵入防護柵の設置や管理の指導、獣類を寄せ付けないための誘因物の除去指導、捕獲指導などの一的な支援に加えて、ICTを活用した省力的かつ持続的な獣害対策を推進している。

集落への支援

現地アドバイザーを派遣し、集落住民が主体的に被害防止や捕獲対策を実践できるよう支援している。

また、被害箇所や捕獲実績などのデータに基づく被害対策に加え、ICTを活用した省力的かつ効果的な対策の普及・定着を推進している。

さらに、また、農林(水産)振興事務所に設置した獣害対策チームが、重点指導集落を選定し、森林動物研究センターの研究員や森林動物専門員から指導・助言を受けながら、市町と連携して被害対策のコーディネートを実践している。

捕獲技術の向上

現地アドバイザーによるわなの仕掛け場所や餌付け方法等の現地指導を実施

環境の整備

潜み場となる藪や灌木等の伐採、放任果樹の除去等を実施

ICTの活用

ICTの活用により、獣害対策の省力化と持続的な実施体制を構築



ICTわな設置指導(新温泉町)

防護柵の整備支援

野生動物の侵入を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用等により、集落が連携して実施する防護柵の設置を支援している。

また、国予算の補完対策や災害による被災防護柵の復旧等については、県単独事業により支援している。

防護柵の設置実績 (単位:km)

| 区分 | 累計 | うちR6年度 |
|---------|--------|--------|
| 国庫事業 | 5,051 | 244 |
| 県単独事業 | 1,406 | 2 |
| 市町単独事業等 | 5,291 | 173 |
| 計 | 11,748 | 419 |



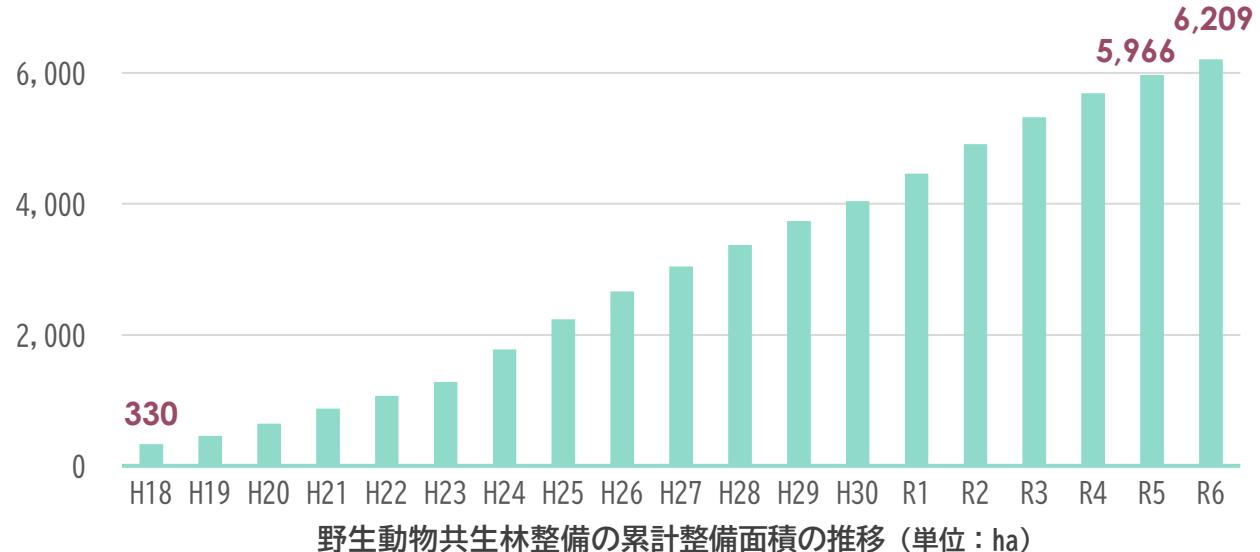
獣害防護柵の設置(加古川市)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

5 野生動物の生息地の保全【生息地管理】

野生動物の生息環境の整備

人と野生動物の棲み分けを図るために、県民緑税を活用した野生動物共生林整備により、バッファーゾーン（見通しの良い地帯）の整備や奥山での広葉樹林の育成を進めている。



鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護のために鳥獣保護区を指定し、特に生息環境の保全が必要な区域は、特別保護地区として立木の伐採や土地の形質変更を制限している。

また、銃器による事故を防止するため、特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定、水源地の汚染防止のため、指定猟法禁止区域（鉛散弾）を指定している。

鳥獣保護区等の指定状況（令和7年10月末現在）

| 区分 | 箇所数 | 面積(ha) |
|----------------------|------|---------|
| 鳥獣保護区 | 86 | 38,646 |
| 鳥獣保護区（うち特別保護地区※） | (13) | (1,770) |
| 休猟区 | 1 | 2,724 |
| 特定猟具使用禁止区域（銃器・くくりわな） | 169 | 202,196 |
| 指定猟法禁止区域（鉛散弾） | 1 | 140 |
| 計 | 257 | 243,706 |

※ 国指定鳥獣保護区（特別保護地区含む）2箇所を含む

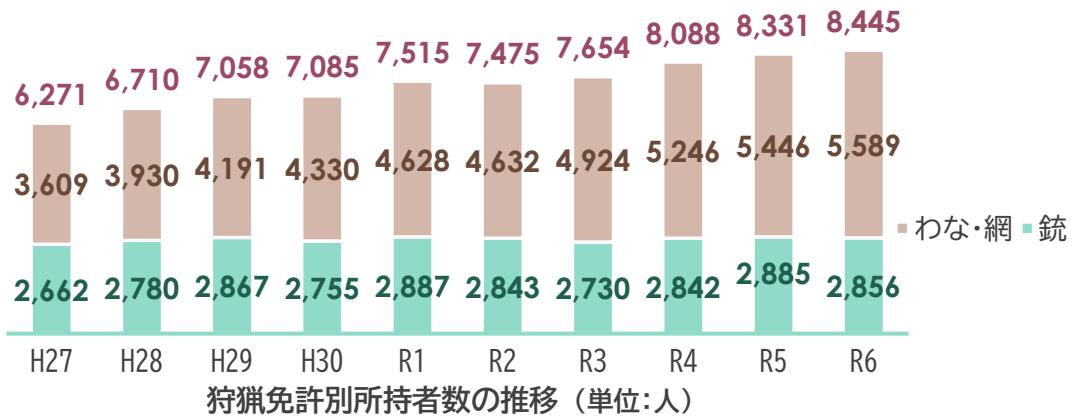
IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

6 狩猟者の確保・育成及び狩猟の適正化

狩猟者の確保・育成

狩猟への関心を高める体験会や、免許取得のための知識を学ぶ講習会等の開催のほか、狩猟初心者向けの研修機能を併せ持つ県立総合射撃場を有効に活用し、狩猟者の確保を進めている。

また、県立総合射撃場での狩猟者育成研修をはじめ、有害捕獲者を育成する実践研修や熟練狩猟者による捕獲マンツーマン指導等の実施により、狩猟後継者の育成に取り組んでいる。



狩猟者育成研修
(県立総合射撃場・マナー向上研修)

県立総合射撃場の利用状況

令和6年6月1日の供用開始から翌年3月末までの利用者数は5,322人で、開始前の想定(5,000人)を上回った。

また、令和7年度の10月末までの利用実績は4,259人と堅調に推移しており、多くの狩猟者等の練習機会の創出に寄与している。

| 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| R6 | — | — | 692 | 736 | 589 | 631 | 822 | 551 | 279 | 293 | 325 | 404 | 5,322 |
| R7 | 509 | 456 | 599 | 494 | 593 | 725 | 883 | | | | | | 4,259※ |

※ R7の利用者数は10月末時点